

香川県特定非営利活動促進基金条例（平成19年香川県条例第71号）

（設置）

第1条 県民、事業者等から寄附金を募り、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「NPO活動」という。）の促進に要する経費の財源に充てるため、香川県特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、NPO活動の促進に要する経費の財源に充てるほか、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、NPO活動の促進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。